

## X 新幹線鉄道振動の状況

### 1 新幹線鉄道振動の監視

振動については環境基準が設定されてないため、環境庁長官は運輸大臣に対し、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）により、新幹線鉄道振動の指針値による対策を勧告している。

県内では、県及び浜松市が、新幹線鉄道振動に係る指針値の適合状況を確認するために、新幹線鉄道沿線地域において調査を実施している。

令和 6 年度に実施した調査の状況は、表 X－1 のとおりである。

表 X－1 調査の実施状況

| 軌道中心からの距離 | 測定地点数 |     |    |
|-----------|-------|-----|----|
|           | 県     | 浜松市 | 合計 |
| 25 m      | 7     | 2   | 9  |
| 50 m      | 7     | —   | 7  |

### 2 新幹線鉄道振動の指針値

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）において、新幹線鉄道振動の指針値として 70dB が示されている。

### 3 新幹線鉄道振動の調査結果

令和 6 年度調査において、軌道から 25 m 及び 50 m の調査では全ての地点で指針値に適合した。

表 X－2 新幹線鉄道振動に係る指針値の適合状況

| No. | 測定地点      | 地点側の軌道<br>(上下線別) | 指針値<br>(dB) | 軌道から 25m |    | 軌道から 50m |    |
|-----|-----------|------------------|-------------|----------|----|----------|----|
|     |           |                  |             | 評価値 (dB) | 適否 | 評価値 (dB) | 適否 |
| 1   | 沼津市松沢町    | 上                | 70          | 62       | ○  | 60       | ○  |
| 2   | 沼津市東原     | 下                | 70          | 62       | ○  | 59       | ○  |
| 3   | 島田市大柳     | 上                | 70          | 59       | ○  | 57       | ○  |
| 4   | 菊川市西方     | 下                | 70          | 50       | ○  | 47       | ○  |
| 5   | 掛川市高御所    | 下                | 70          | 60       | ○  | 54       | ○  |
| 6   | 磐田市二之宮    | 上                | 70          | 53       | ○  | 48       | ○  |
| 7   | 湖西市新居町    | 上                | 70          | 64       | ○  | 56       | ○  |
| 8   | 浜松市中央区鶴見町 | 下                | 70          | 57       | ○  | —        | —  |
| 9   | 浜松市中央区舞阪町 | 上                | 70          | 54       | ○  | —        | —  |

(注) 指針値及び評価値は、列車ごとの最大振動レベルの平均値 ( $L_{Smax}$ 、単位デシベル (dB)) である。